西東京市子ども条例を知ろう

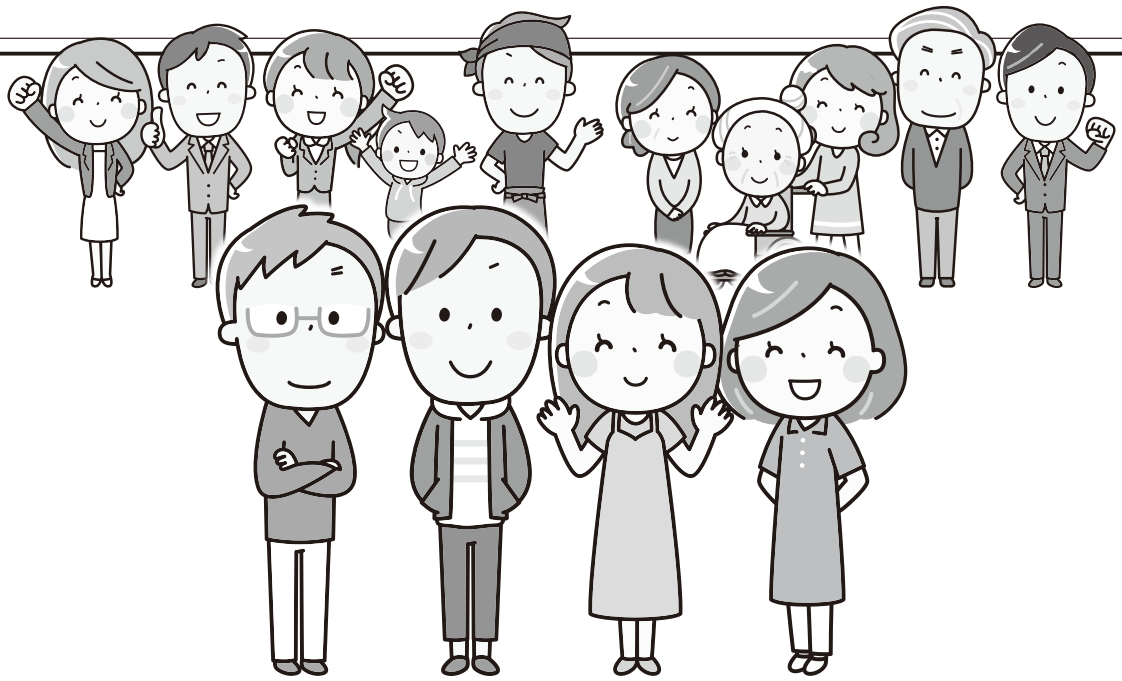

西東京市

にしとうきょうしこどもじょうれい

「西東京市子ども条例」を知ろう

西東京市では、今と未来を生きる全ての子どもが心もからだも健やかに育つ環境を整えていくため、その理念を西東京市のみなさんで共有し、仕組みをつくり、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的として「西東京市子ども条例」を制定し、平成30年10月1日に施行しました。

子ども条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割やその人たちを支えること、子どものために特に進めていきたい取組、そして子どもの悩みごとや困りごとを相談できる仕組みをつくることなどが示されています。

この冊子は、西東京市で暮らし、学び、働くみなさんに「子ども条例」についての理解をより深めてもらい、協力・連携して子どもたちの育ちを支える力になっていただくことを目的に作成しました。この冊子を使って、中学校の授業で子どもの人権や子ども条例について学んだり、家族や地域の人たちといっしょに考えたりしながら、子どもにやさしいまちをみんなでつくっていきましょう。

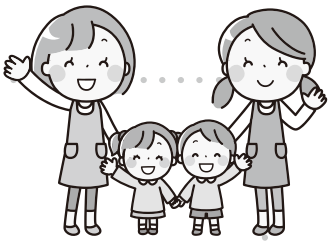

もくじ

「西東京市子ども条例」とは……2

子どもの権利を守る「子どもの権利条約」……3

今と未来を生きる子どものために　～前文に込められたメッセージ～……4

子どもの育ちを支える人とその役割　～第3条～……5

子どもの居場所作り　～第12条～……7

子どもの意見表明や参加を支援する　～第13条～……9

いじめ、その他の権利侵害への対応　～第9条～……11

子どもの権利の侵害を救済する仕組み　～第4章～……13

おわりに

「西東京市子ども条例」とは

西東京市では平成29年から、条例に盛り込む内容について「西東京市子ども子育て審議会」やその専門部会で議論が重ねられました。子どもアンケートやヒアリング、市役所内の検討も経て、条例の元になる条例要綱ができました。

条例要綱は、子どもたちの意見を聴くためにわかりやすくした上で、子どものワークショップの実施やホームページのキッズページへの掲載を行いました。また、幅広い市民の意見を反映するため、パブリックコメントと市民説明会を実施しました。こうして条例案ができたのです。

そして、平成30年9月の市議会で「西東京市子ども条例」が全会一致で可決・制定され、同年10月1日に施行されました。

「西東京市子ども条例」は、条例の理念を示す前文と6つの章で構成されています。

前文

条例の基本となる考え方や、子どもをはじめとした市民へのメッセージ

第1章　総則（第1条～第4条）

条例の目的、条例で使用する言葉の意味、市や保護者等の役割、他機関との連携

第2章　子どもの生活の場における支援と支援者への支援（第5条～第7条）

子どもの育ちを支える人たちがそれぞれの役割を果たせるよう支援すること

第3章　子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進（第8条～第14条）

虐待、いじめ、子どもの貧困等の子どもをめぐる問題や、子どもの居場所づくりの推進、子どもの意見表明や参加の促進、子どもの権利の普及についての取組の原則

第4章　子どもの相談・救済（第15条～第23条）

いじめ、虐待等の子どもの権利侵害に対しての相談・救済を目的とした西東京市子どもの権利擁護委員の設置

第5章　子ども施策の推進と検証（第24条～第26条）

子ども施策を効果的に推進するための計画や体制をつくること

第6章　雑則（第27条）

その他のこと

みなさん、こんにちは、
いこいーなです。
いっしょに「西東京市子ども条例」
について考えてみましょう。

いこいーな
©シンエイ／西東京市

「西東京市子ども条例」は、子どもたちをはじめとする多くの市民にわかりやすく親しみをもってもらえるよう、西東京市の条例としては初めて「です・ます」調の条文で書かれています。

子どもの権利を守る「子どもの権利条約」

権利とは、人が当たり前に生きるために、生まれたときからもっている大事なものです。おとなだけではなく、子どもも権利をもつ主体です。

「子どもの権利条約」

世界中の子どもたちが当たり前に生きていけるように、多くの国が集まって、子どもの権利を守ることを約束しました。それが1989年（平成元年）に国際連合で採択された「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）です。

日本は1994年（平成６年）に批准し、この条約を守ることを決めました。

「子どもの権利条約」の４つの原則

「子どもの権利条約」の基本的な考え方は、次の４つで表されます。

差別の禁止

国の違いや性、意見、障害など、どんな理由でも差別されないこと

子どもの最善の利益

その子どもにとって最もよいことは何か、を第一に考えること

生きる権利、発達する権利

命が守られ、成長できるように、医療や教育、生活への助けなどを受けられること

子どもの意見の尊重

自分に関係のあることについて自由に意見を言うことができ、その意見が大切にされること

＊子どもの権利条約は、2023年11月現在、全世界で196の国と地域が締約しています。

〈参考Webサイト〉

外務省「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html

今と未来を生きる子どものために
～前文に込められたメッセージ～

「西東京市子ども条例」は、子どもの権利条約等をふまえて、西東京市の子どもの今と未来を守るためにつくられました。

ここでは、条例の基本となる考え方や、子どもをはじめとした市民へのメッセージが込められた前文の内容を紹介します。

わたしたちは、子どもにやさしいまち西東京市をつくります

わたしたちは、子どももおとなもいっしょになって、まち全体で子どもが健やかに育つことができる「子どもにやさしいまち西東京市」をつくります。

子どもが失敗や間違いをしてもやり直すことができ、それを糧に成長できるまちにしていきます。また、いじめや虐待、貧困などの困難な状況にある子どもや、多様な背景をもつ子どもの尊厳が守られ、社会への参加を大切にするまちにしていきます。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます

子どもは、一人ひとりが人格をもった権利の主体です。そして一人ひとりの違いが認められ差別されることなく自分らしく育つことができます。

子どもは、その命が大切に守られます。そして、子どもにとって最もよいことは何かという「最善の利益」が第一に考えられます。

子どもは、自分の意見を自由に言うことができます。そして、自分にかかわることやまちづくりなどに参加することができます。

おとなは、子どもに向き合って意見を聴きます

おとなは、子どもの気持ちを考え尊重し、寄りそいながら、子どもの遊びや学びその他の活動ができるよう成長を支援します。

おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを伝えられるように、子どもがそう考えた状況に配慮し、きちんと向き合い受け止め、ていねいに意見を聴きます。

地域と市は、子どもを応援します

地域の人たちは、地域で子どもの育ちを見守り支え、子どもと市民のふれ合いを進めます。そして、子どもが安心して生きていくことができるよう支援します。

市は、子どもが生まれてから成長していく過程で、子どもが安心して育つことができるように切れ目のない支援を進めます。

子どもの育ちを支える人とその役割
～第３条～

（市等の役割）

第３条　市は、全ての子どもがその命を大切にされ、健やかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもに関わる施策を総合的に実施しなければなりません。

2　保護者は、子育てについて、児童の権利に関する条約（平成６年条約第２号。以下「条約」といいます。）に規定する第一義的な責任を負うことを自覚し、必要に応じて市、育ち学ぶ施設の関係者等の支援を活用しながら、子どもが健やかに育つよう努めるものとします。

3　育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援に努めるものとします。

4　市民は、地域の中で子どもが育つことを認識し、子どもの健やかな育ちのために協力するよう努めるものとします。

5　事業者は、事業活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、保護者が子育てに取り組むことができる環境を作るため、配慮するよう努めるものとします。

「西東京市子ども条例」の第3条では、子どもの育ちを支える人である、市・保護者・市民・育ち学ぶ施設の関係者・事業者のそれぞれの役割について定めています。

※この冊子では、こうした人や機関、関係者のことを「市や地域の人たち」と表現しています。

★市や地域の人たちが子どもの成長を支えるために、具体的にどのようなことをしているのか、みんなで話し合って書いてみましょう。

保護者（親など）

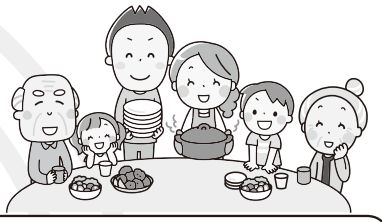

育ち学ぶ施設の関係者※

市民（地域のみなさん）

※育ち学ぶ施設とは？

保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校、児童養護施設、児童館・児童センター、学童クラブなど。

事業者（お店・会社など）

市（市役所）

市や地域の人たちは、それぞれが役割をもち、その役割が果たせるようにみんなで連携・協力して、子どもの成長を支えているのです。

地域の人たちがつくる
ルピナスまつり

ある日の子ども放課後カフェ

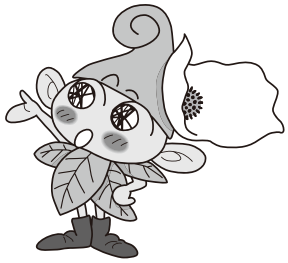

支援する人も支援される

「西東京市子ども条例」第2章では、子どもの生活の場である家庭や育ち学ぶ施設、そして地域の中で、保護者や育ち学ぶ施設の関係者、市民がその役割を果たせるように支援を受けることができると定めています。

○保護者は、家庭において安心して子育てができるよう、また、子どもの健やかな育ちのために、市等から必要な支援を受けることができます。
○育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの健やかな育ちに取り組むために必要な支援を受けることができます。
○市民は、地域において子どもが健やかに育つよう必要な支援を受けることができます。

子どもの居場所作り
～第12条～

（子どもの居場所）
第12条　市は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、及び活動するために必要な居場所作りの推進に努めなければなりません。
2　市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの居場所作りについて、子どもが考え及び意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

「西東京市子ども条例」の第12条では、市が子どもの居場所作りを進めること、そしてそのために子どもの考えや意見を聴く機会を設けるように努めることを定めています。

子どもの「居場所」とは、子どもにとってほっとできる場所・安心してすごせる場所のことです。友達といられる場所、ひとりでいられる場所、遊べる場所、学べる場所、思い思いに活動できる場所…、居場所は人それぞれです。市は、このような子どもの居場所作りに努めるとされています。

★子どもにとっての「居場所」には、どんな場所があるでしょうか。
自分たちにとって安心できる「居場所」とは、どんなところでしょうか。

西東京市全体が子どもの居場所

どんな居場所があるか挙げてみましょう。

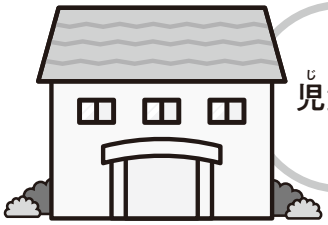

児童館

図書館

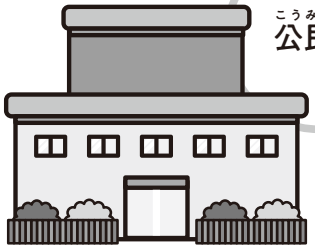

公民館

公園

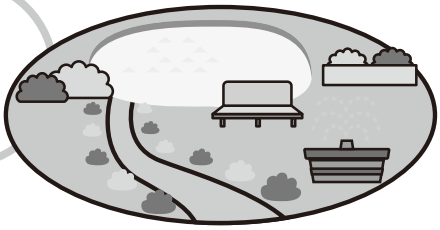

子どもが集まるお店

子ども食堂

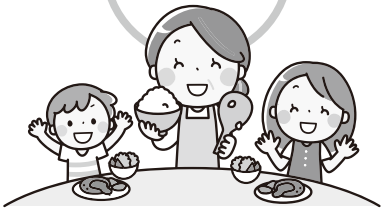

子ども放課後カフェ

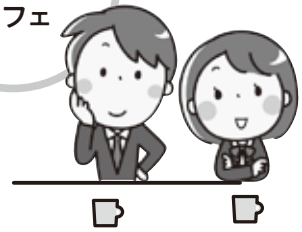

子ども文庫

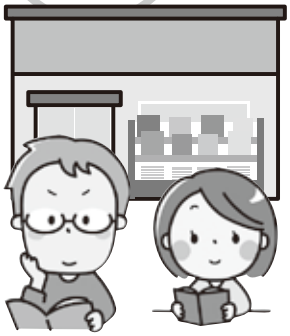

学校

学習施設

困ったときに相談できる場所として、「子ども相談室 ほっとルーム」もあるよ。

★知っている居場所をひとつ取り上げて、どんなところか書いてみましょう。
あったらいいなと思う居場所でもいいです。

居場所	

「西東京市子ども条例」では、居場所づくりにあたって、子どもに与えるという考え方ではなく、子どもの考えや意見を聴いて子どもを主体につくることを求めています。子ども自身が、居場所づくりに参加することが大事なことなのです。

子どもの意見表明や参加を支援する ～第13条～

（子どもの意見表明や参加）

第13条　市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自らの考えや意見を表明し、参加する機会及び制度を設けるよう努めなければなりません。

2　市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの意見表明及び参加を促進するために、子どもの考え及び意見を尊重し、主体的な活動を支援するよう努めるものとします。

3　市及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明及び参加を促進するため、子どもが、その意義及び方法について学び、情報を得ることができるよう努めるものとします。

「西東京市子ども条例」の第13条では、子どもが社会を構成する一員として意見を表明したり、まちづくりなどに参加する機会がもてるように、市や地域の人たちが支援するよう努めることとしています。

みなさんは、ふだん感じたことやこうした方がいいと考えたことを、おとなの人たちに意見として言えていますか？

ちゃんと聞いてもらえるかどうか、わからないし…

むずかしいことは、おとなの人たちが決めることじゃないのかな。

そうじゃないのです。子どもにとって最もよいことは何かを知るためにも、みなさんの意見を聞いたりすることが大事なのです。

そのためには、わたしたちにも情報が伝えられたり、意見を言える場所やチャンスがないといけないよね。

子どもは社会をともに構成するパートナーです。ここでは、そうした子どもが意見を表明したり参加したりする機会や仕組みを整えることが定められています。

また、意見表明や参加のためには情報を得ることが大切です。おとなは子どもがその意義や方法を学べるようにするとともに、情報を得られるように取り組む必要があります。

条例の前文にも「子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくり等に参加することができます。」とあるよ。

★子どもにかかわることについて、子どもが意見を表明したり、参加したりする方法や機会はありますか？
みんなで意見を出し合ってみましょう。

子どもが意見を表明し参加していくためには、それを聴くおとなの姿勢が大切です。

市や育ち学ぶ施設の人たちは、子どもの取組への支援や、参加のための環境を整える必要もあります。

みんなの意見が活かされるまち、それが西東京市が目指す姿なんだ。

子どもは社会のパートナーなんだ。

わたしたちの思いや考えが、よりよいまちづくりにつながっていくんだね。

おとなは子どもの意見を聴くように、ちゃんと子どもに向き合うんだ。だから、勇気を出して発言してみよう。

自分たちが主体となって取り組む活動も支援してくれるんだね。

参考：「市民参加条例」

西東京市は、「市民参加条例」を制定し、市の政策形成過程における市民参加の仕組みを設けています。子ども施策については、子ども条例第13条に基づき、子どもの参加の充実を図ります。

◎子どもも社会を構成する一員として、その意見が尊重されます。（市民参加条例第3条）

市民参加対象事項（市民参加条例第6条）

総合計画その他の基本的計画
憲章、宣言など
基本的な条例
市民生活に直接かつ重大な影響を与える条例
市民に義務を課し、権利を制限する条例
その他特に市民参加手続が必要と認める事項

子どもの居場所作り

児童館・学童クラブ・保育園・幼稚園・学校・公園・学習施設・地域の人がつくる居場所　など

附属機関等の設置
パブリックコメント
市民意向調査
市民説明会
ワークショップなど

手法

参加手続（市民参加条例第7条以下）

子ども参加（条例第13条）

子ども参加（条例第12条）

おとな

子ども

市民（市民参加条例第3条）

いじめ、その他の権利侵害への対応
～第９条～

（いじめその他の権利侵害への対応）

第９条　市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもがいじめその他の権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができるよう努めるものとします。

2　市は、子どもに対するいじめその他の権利侵害の予防及び早期発見に取り組むものとします。

3　市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

4　市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害に関わった子ども等が再びいじめその他の権利侵害に関わらないよう取り組むものとします。

「西東京市子ども条例」第９条では、子どもがいじめやその他の権利侵害を受けないようにすることを定めています。

また、予防、早期発見のほか、いじめや権利侵害を受けた子どもを救済するために、必要な支援を行うこととしています。

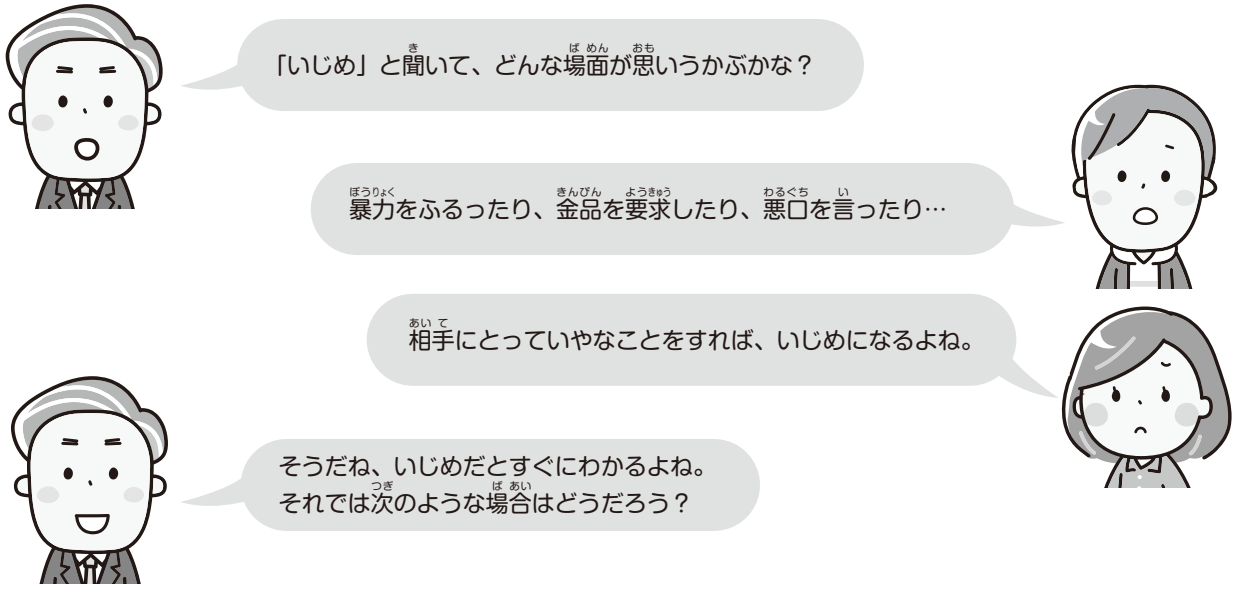

Aさんの場合　いつもぼくの髪型をからかってくる友達がいる。
みんなもいっしょになってからかってくるんだ。
ぼくも笑ってこたえて、平気な顔をしているけど…
でも、みんなが盛り上がってるから、やめてとは言えないなあ…

Bさんの場合　この前の球技大会でミスをして、それが原因で負けてしまった。
あとでSNSを見たら、わたしのミスのことが話題になって、わたしのせいだって友達が書き込みをしていた。その書き込みに「いいね」がたくさんついていて、思い出すとつらくなってくる…

★AさんやBさんの場合は「いじめ」といえると思いますか？
なぜ、そう考えるのか、話し合ってみんなの意見をまとめてみましょう。

虐待、体罰、不適切な指導や対応なども子どもの権利侵害

たとえば次のような場合はどうでしょうか。

Cさんの場合 テストの点が悪かったので、今日は晩ごはんがなかった。
でもこれは、将来のため、ぼくのためになるからって親と約束した決まりだからがまんする。だからちゃんと勉強して、ごはんを抜かれることがないようにがんばるんだ。

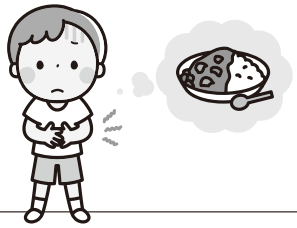

CさんやCさんの親の考え方をどう思う？

ぼくは部活動でミスすると、コーチにどなられて、
ときどき頭をたたかれる。上達のためだとコーチは言うけど、どうなんだろう？

それは体罰といって、許されないことです。
Cさんの親の行いも、しつけではなく体罰にあたります。

親やおとなたちから体罰や暴力を受けたりすることはあってはなりません。こうした権利侵害は、どのような理由があっても許されるものではありません。

「西東京市子ども条例」第8条では、市や地域の人たちは、子どもが虐待を受けることなく健やかに育ち安心して暮らせるよう努めることが書かれているよ。

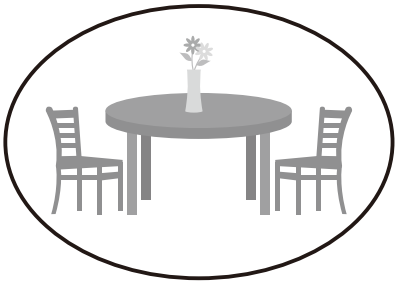

いじめや虐待などを受けたとき、ひとりで解決することや、だれかに助けを求めることは簡単なことではありません。西東京市には、そんなときに相談にのってくれる、力になってくれる場所として、「子ども相談室 ほっとルーム」があります。

子どもの権利の侵害を救済する仕組み ～第４章～

（子どもの権利擁護委員の設置）

第15条　子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的として、市長の附属機関として、西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。

（擁護委員の職務）

第19条　擁護委員は、相談又は申立てにより、次に掲げる職務を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
(3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。
(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
(5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。
(6) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。

2　擁護委員及び相談・調査に関する専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

「西東京市子ども条例」の第4章（第15条～第23条）では、子どもの相談・救済の仕組みについて定めています。

市は条例に基づいて、いじめや虐待などの子どもの権利侵害について相談を受け、救済につなげるために「西東京市子どもの権利擁護委員」（愛称：CPT*）を設置し、その窓口として「子ども相談室 ほっとルーム」を開設しています。相談・調査専門員が来所や電話、メールによる相談を受け付けています。

＊CPTはChildren Protect Teamの略で「子どもの笑顔を守るため」との思いを込めて名づけられました。「ほっとルーム」の愛称とともに、市立中学校の生徒会を通じて募集し、小学生のワークショップ、市立小学校のクラス投票を経て決められたものです。

★子どもが権利侵害を受けたとき、どんな気持ちになると思いますか。
それはどんなときでしょうか？　考えてみましょう。

子どもの権利擁護委員（CPT）は、いじめなどの権利侵害から子どもを守る味方です。子どもの気持ちを一番に考えて、子どもに寄りそいながら相談を受け、調整したり要請したりすることを通じて問題の解決に向けて活動します。子どもの考え、思い、意見を大切にしながら、一番よい解決ができるように支援します。

また、相談や申立てにより、子どもの権利侵害が起こらないよう、また、子どもの権利にとってよりよい仕組みになるよう、市などに意見等も言っていきます。

子ども相談室 ほっとルームの仕組み

権利侵害といっても自分ではわからないことが多いよね。つらかったり、苦しかったり、困ったりして、どうしたらいいかわからないとき、親や先生にも相談しづらいことも、CPTのいるほっとルームに相談できるよ。
学校のこと、友達のこと、勉強のこと、家族のこと、どんなことでもだいじょうぶ。
友達が心配だというのでもいいよ。
CPTがみんなの気持ちや考え、意見をよく聞いて、一番よい方法をいっしょに考えるよ。

つらい、苦しい、
困った、
なんかおかしい、
どうしたらいいか
わからない

子どもの権利擁護委員（CPT）
子ども相談室 ほっとルーム

どんなことでも相談してね。
CPTがあなたの話をじっくり聞きます。
一番よい方法をいっしょに考えます。
安心できるまで子どもに寄りそいます。

調査・調整

・いっしょに考えたことを、必要に応じて関係する人に話を聞いたりして、調査することができます。
・考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

要請・意見表明

・必要な場合は、関係する人に、こうなればもっとよくなるなど、改善を求めることができます。

助言・支援

・アドバイスや支援もできます。

西東京市子ども相談室

ほっとルーム

CPT（children protect team）　～子どもの笑顔を守るため～

相談電話　フリーダイヤル　クイック　なやみなし

0120-9109-77

メール相談はこちらから➡

電話やメール、直接会ってお話もできます。

場　　所：住吉会館ルピナス2階（住吉町六丁目15番6号）
相談時間：月曜日から金曜日　午後2時から午後8時
　　土曜日　午前10時から午後4時（日曜日、祝日、年末年始はお休みです。）

※メールでの相談は返信までに時間がかかることがあります。
※子どもに関するおとなからの相談も受け付けます。

おわりに

「西東京市子ども条例」は、西東京市で育ち学ぶ今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つことができるようつくられたもので、子どもが権利の主体として、ふさわしい雰囲気の中で意見を述べることができ、その権利や表明した意見が尊重されることを定めています。

子どもをめぐる課題は、子ども本人が気づいていないものも含めてたくさん指摘されています。西東京市は、「西東京市子ども条例」に基づき、子どもたち自身を含めたいろいろな立場の人たちがともに取組を進め、子どもの人格や権利が大切にされ意見が尊重され活かされる西東京市を目指していきます。

条例の考え方や市民へのメッセージが込められている前文からはじまり第６章までである「西東京市子ども条例」を、ぜひ一度読んでみてください。みなさんで話し合い協力し合って、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもにやさしいまちをつくっていきましょう。そして、子どもの権利について市民全体が理解し、子ども自身が子どもの権利を学び理解し、身につける一助になることを願っています。

「西東京市子ども条例」の全文はこちらから読むことができます。

・https://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/sesaku_keikaku/kodomo/kodomojyourei.html

・またはWebで 西東京市子ども条例 を 検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。